

第22回 逢初川土石流災害に係る行政対応検証委員会－議事録－

日 時	令和5年12月19日(火) 午後13時15分～	
場 所	県庁別館2階 第3会議室A	
出席者	経営管理部総務局長 経営管理部総務局参事 暮らし・環境部廃棄物リサイクル課長 暮らし・環境部盛土対策課長 経済産業部森林保全課長 交通基盤部砂防課長 交通基盤部土地対策課長	内藤 信一 清水 大全 片山 広文 望月 満 大川井 敏文 杉本 敏彦 福田 吉宏
議 事	・各法令に係る行政対応に関する考察等についての意見交換⑪ （土採取等規制条例③、廃掃法③）	

1 開 会（午後13時15分開始）

2 議事項目（これより内藤総務局長が議事進行を務めた。）

- ・各法令に係る行政対応に関する考察等についての意見交換⑪
 （土採取等規制条例③、廃掃法③）

3 議事の内容

○内藤総務局長

それでは、逢初川土石流災害に係る行政対応庁内検証委員会第22回会議を始めます。

それでは次第1ですけれども、行政対応に関する考察等についての意見交換をしていきたいと思えます。前回の土採取等規制条例、できなかったのも、まずそこから今日はやっていきたいと思えます。それでは資料は皆さん持っているということで、福田課長から、変更のあったものを中心に、御説明をお願いします。

○福田土地対策課長

すみません、先週できなくて申し訳ございませんでした。土採取に関しましては、直しとしては2番のところ、先週でしたか、清水さんから書きぶりを委員会の資料に合わせるようにという話があって、2番のところはあちこちいじってはあります。そこはまた後で見てもらおうとしまして、まず最初の直しが3番、「事実関係を踏まえた論点と考察」、ページで言うと5ページまで飛ぶのですが、そのこのところの考察です。県議会の質問答弁のところになります。

考察のところでもまず1ポツ目。こちらに関しましては、「代執行まで見据えて厳格に適用することができたはず」ということをここに載せたほうが良いという話がありました。今の代執行まで見据えて厳格に適用するということは、最後のところにも書くべきだという話があったので、最後のところにも書いてあるのですが、まずその関係で、この1ポツ目のところに2行目から入っております。

読み上げますと、「本件の条例は、制定当時は、土の採取等が極めて日常的な行為であることから、届け出制の緩やかな規制とした。届け出制ではあるが、土砂の流出等による災害発生のおそれがある場合は、その行為者に対し勧告や措置命令を行う規定が設けられているため、これを適切に適用することにより、災害の防止につなげることは可能であったと考える。」という、この「届け出制ではあるが」以下の一文をここにに入れていきます。

そして2ポツ目のところは、これはもともと、この1ポツ目、2ポツ目で1つの塊だったのですが、今のところを入れたものですから2つに分けました。ですので、2ポツ目のところは、特にそれほど変えてはないのですが、2ポツ目の一番最後のところ、今は「適切な対応であったと考える」となっていますが、もともと「一定の評価に値する」という言葉が入れてありましたが、「適切な対応であったと考える」という文章のほうがふさわしいということで、こちらは「適切な対応であったと考える」と修正してあります。

それから、先ほど言いましたとおり、厳格な運用が可能であったという、そこは最後のところに入れるということで、下のほうにずっと行っていただいて、5ページ目の最後のポツになるのですが、こちらには、「なお、現行の条例には措置命令等の規定が設けられており」、このところが前は文章としてはなく、「現行の条例には措置命令等の規定が設けられており、県条例の規制強化を行わなかったとしても、悪質な事案に対してこの規定を適用し措置命令等を行っていれば、その後の都市計画法の開発行為許可等の審査の際に、資力信用の規定に抵触するとして、不許可とすることにつながった可能性も考えられるため、現行の県条例の措置命令等の規定について、代執行まで見据えた積極的な適用を検討するべきであった」と変えています。

その先に行きます。では(2)のほうで、こちらは他県条例です。他県条例の際に変えるべきではなかったか、対応が適切であったかというところですが、6ページの真ん中の辺になります。まず考察のところ、3ポツ目になります。もともとここは何を直したかという、3ポツ目の文章はもともと2つに分かれていたのですが、その2つのポツを1つにまとめたほうが良いということで、塊をつくっただけです。ですので、文章としては、特に中身は変わっていません。一応読み上げます。

「おって、2009年11月の土地対策室の公文書D145(開発許可等で未完了のまま放置されている事案、土採取で施工不良により泥水が発生している事案に係る現地調査の復命書)の中に、「県土採取等規制条例の規制が弱いため、河川法または森林法による対応が効果的と思われる。」との記述があることから、悪質な事業者と対峙するために、罰則の強化や、許可制への移行等の必要性を認識し、現行条例の改正を検討する余地があったのではないかと考える。」というふうに一塊にしました。

それから次のポツになりますが、こちらは記述を少し変えてありまして、末尾の文章に

なります。「条例による対応ではなく、全国一律の法律による対応が必要と考えていた。」。こここのところを前の文章と変えています。「一方、2020年10月に開催された関東知事会において、国に対し、土砂等の適正処理に向けた法整備を要望しており、条例による対応ではなく、全国一律の法律による対応が必要と考えていた。」という文章にしています。

それから次のところ、次のポツに関しましては、これは最後のところです。次のページに行ってしまうのですが、「つくり上げたことは評価できる」という文章が入っています。ここの中の取り組みに関して、評価できるという、そういう文章にしたほうが良いという話があって、今、最後のところが付け加わっているのですが、「なお、条例改正の時期は、結果的に条例に条例改正は熱海土石流災害の発生後となってしまったものの、本県において、条例の規制効果に問題意識を持ち、2021年6月に、県と市町を構成員とする「静岡県土採取等行為における不適正処理防止連絡会議」を設置し条例のあり方検討に着手していたこと、また、同年7月の逢初川土石流災害発生後、速やかに規制内容を強化した盛土等規制条例を創り上げたことは評価できる」というような文章にしております。

それから最後、7ページ目になります。再発防止策です。こちらは特に、中身が変わったわけではありません。2ポツ目の後に3つほど、ポツのない文章がぶら下がっていると思うのですが、もともと全部、ポツで書かれていたのですが、最後の3つのポツに関しては、2ポツ目に連動する、この内容だということで、2ポツ目にぶら下がっているという書きぶりにしました。ですので、こちら2ポツ目のところは、若干文章を変えています、「しかし、これらの法令制度が十分に効果を発現するためには、現場において適正な運用がなされているか、継続的に確認し、制度管理していく必要がある。このため、具体的に次の事項に取り組むこととする。」という文章にしまして、次のとおり、「悪質な事案等に対しては、代執行まで見据えて規制制度を躊躇なく適用するなど高い意識を持って取り組む。」、それから、「また、県及び市町担当者の研修会等において、単に制度の説明を行うだけでなく、実際の違反事例や処理困難事例を題材とした事例研究を行い、情報を共有するとともに、制度を運用するうえで問題点がないかなど検討を行う。」、最後に、「おって、県議会において質問等があった場合は、既存の制度を見直す契機と捉え、当初に法令が目的とした効果を発現できているか、改善を要する事項はないかについて、担当課だけでなく関係課や市町にも意見聴取のうえで対応する。」という形にしております。ここは配置を変えただけになります。

土採取に関しまして、訂正事項は以上です。

○内藤総務局長

ありがとうございました。それでは委員の皆さんから、御意見とか御質問とかありましたらお願いします。

○福田土地対策課長

その前に、ごめんなさい、望月課長から、さっきの厳格の運用に関係するところで御助

言をいただいています、お配りしたペーパーがそうなのですが、意外とボリュームがあるので、どこに入れようかと迷っているうちにこの時間になってしまったものですから、特にここへ入れていないのですが、これ、望月さんのイメージとしては、どこに入れるイメージですか。

○内藤総務局長

最後のところですね。

○福田土地対策課長

そう。再発防止に入れるとちょっとボリュームがあり過ぎるなど思ったんです。私も。

○内藤総務局長

でも最後のところの話ですね。

○福田土地対策課長

そうですね。もともと条例の分析をしているような感じなので、入れるとしたら、近い文章がたくさん入っているのは3の(1)の考察の辺りにたくさん入っているんですね、同じような文字が。

○望月盛土対策課長

総括のところに若干ダブるので、そこにこのセンテンスを入れ込んだほうがいい。全部このまま上げる必要はないと思うんですけど。

○福田土地対策課長

望月課長のイメージとしてはこの辺？再発防止策。

○望月盛土対策課長

何となくニュアンスがほぼ一緒だったので、(イ)の考察のところがね。ここをちょっと充実すればいいんじゃないかなと。

○福田土地対策課長

なるほど、そうですか。では(イ)の考察のところに入れるように変えますか。

○望月盛土対策課長

あと、先生のコメントみたいなのを特出しをするのかとか。

○福田土地対策課長

そうですね。

○望月盛土対策課長

それ、ちょっとポイントかなと思ったんだけど。

○福田土地対策課長

そうすると、先生のコメントをポーンと入れてというやり方も。

○内藤総務局長

今言っているのは6ページの最後のところですか。

○福田土地対策課長

5ページです。

○内藤総務局長

5ページ？

○福田土地対策課長

5ページの考察のところですね。

○内藤総務局長

ここにこれを入れる？

○福田土地対策課長

入れ方はいろいろありますけど、今、望月さんが言ったみたいに、■■■■のコメントをポーンと入れる形もあるでしょうし、この文章とこの中身とをシャッフルしながら入れるやり方もあるでしょうし。

○内藤総務局長

この中に溶け込ませればいいのか。

○望月盛土対策課長

文章が溶け込んだら、先生の発言が薄くなってしまうので、ここに箱か何か入れて、有識者のコメントとか入れてもいい。

○福田土地対策課長

そうしますか。

○清水総務局参事

5ページの1ポツ目と最後のポツですか。

○福田土地対策課長

そうなんです。同じような感じになっている。

○清水総務局参事

最後の条例の関係は何か最後に持ってきてもいいような気がしますけどね。イの考察の。

○福田土地対策課長

先生のコメントをですか。

○清水総務局参事

条例の見直しについての考察を先に持ってきて、ただ届出制であってもというニュアンスですもんね。

○福田土地対策課長

そうです。

○清水総務局参事

いけたんじゃないのという。

○福田土地対策課長

十分効果はあったよと。

では、そんな形で訂正しますので。

○内藤総務局長

2ポツ目はあれか。5ページの最後のポツ。

○福田土地対策課長

最後のポツ。これも関係しますね。

○内藤総務局長

これと同じような感じかな。1ポツ目はでも盛土条例のことが書いてあるので。

○福田土地対策課長

そうですね。

○内藤総務局長

どうしたものかね、これ。なので、どちらかというとならば4番の1ポツ目のところなのかなと思うんですが。

○福田土地対策課長
再発防止策ですか。

○内藤総務局長

うん。だってあれが、こういうことがあったから盛土条例をつくって法制にしてということがあったわけなので。だから、考察のところの6ページの最後のポツは、これは被災後のことを書いてありますけど、これってどうなのかと思ったんですけど。

○福田土地対策課長
被災後？

○内藤総務局長

最後ですね。「また、同年7月の逢初川土石流災害発生後、速やかに規制内容を強化した盛土等規制条例を創り上げたことは評価できる」となっているんですけど、それはもう災害が終わった後の話ですよ。

○福田土地対策課長
そうですね。

○内藤総務局長

だからそれは別に、ここの考察で書くことじゃないのかなという気も。災害の後の話というのを、再発防止に向けた対策のほうに。これは既にやった対策ということになると思うんですけども。実際だから、7ページ目の1ポツ目はそういうことが書いてありますね。

○福田土地対策課長
そうですね。

○内藤総務局長

だから多分、6ページの最後のポツは、6月にこういう検討に着手していたということ、それは評価できるということですか。

○福田土地対策課長

恐らくそうです。6月と、これは後になってしまうんですけど、新条例ですね。そこは評価できる。新条例のほうは取ったほうがいいのか、そうすると。

○内藤総務局長

どうですかね。新条例は要は。

○清水総務局参事

そう。自分も再発防止策のほうで盛土等規制条例の話は言えればいいかなと思ったので。

○福田土地対策課長

そうですね。4番にも最初に書いてあるので。

○内藤総務局長

4番の最初に書いてあることですね、結局は。

○福田土地対策課長

じゃあ、確かに取りますか。「していたことは評価できる」か。

○清水総務局参事

評価するというと何か、そんなの当たり前でつくったんだとか言われてしまいそうな気がする。

○内藤総務局長

盛土等条例？

○清水総務局参事

作ったことは評価はしないほうがいいなと思ってですね。

○内藤総務局長

それはだから7ページの1ポツ目みたいな感じでいいんじゃないですか。そこに■■■■■
■■■■■が書いてくれた許可制を導入したみたいなこともちゃんと触れて書くとか。

○福田土地対策課長

その部分か。

○清水総務局参事

2つ目のポツはあれですね、届出制でも効果があったということを言っているんですね。なので、2ポツ目を考察のほうに持っていてもいいんじゃないですか。1ポツ目は再発防止策のほうに。

○内藤総務局長

2ポツ目はそう。2ポツ目は考察のほうだね。

○福田土地対策課長

じゃあそういう形か。分かりました。

○内藤総務局長

1ポツ目は、さっき言ったように5ページ目の最後のところですね。

○福田土地対策課長

望月課長、そのまま全部使わせてもらいますけどどうでしょう。

○望月盛土対策課長

何でこれを入れたかという、土採取条例が届出だったので、非常に規制力が弱かったこと。でもほかの都道府県は既に条例化をして、許可制にしている。静岡県がやったのは遅かった。いろんな市町が条例に対して制定してくれという要望があったにもかかわらず県は何も動かなかったという論調になりかかっている、そうではなくて、届出でも十分に対応でき、それをきっちり事後にでも措置命令とか出せる、そういう体制をつくっていなかったのが原因だということを言いたいんだと。

○福田土地対策課長

そうですね。先生は代執行までできるんじゃないかとおっしゃっていたので。

○望月盛土対策課長

論調的に、条例が悪かったから、県のつくり込みが悪いんじゃないかというようなことは言いたくない。

○福田土地対策課長

運用ですものね。

○望月盛土対策課長

仮に盛土規制法というか、許可制にしたとしても同じことだったので、届出になっているから、届出さえすれば受理するしかない。だからこの条例があること自体おかしいんじゃないかという言い方をされてしまうと、それはあまり、本当は違う。

○福田土地対策課長

違いますよね。確かに。罰則が緩いから悪い業者が来るんだというのはちょっと違うと思うし。

○望月盛土対策課長

そういうふうになりかけてしまっている、そうじゃなく、それをちゃんとチェックしないとか、審査しないとか、その事後の許可、監視体制を敷いていなかった。

○内藤総務局長

条例が悪いんじゃないでなくて、その体制が悪かったということですね。とにかくそれを考察に書くと。再発防止のほうでその体制をしっかり、明確なことを書かないと。

○望月盛土対策課長

多分、措置しなかったというふうに。

○福田土地対策課長

今、望月課長が言ったように、またそういう論調に全体的に見えてしまうので、この辺の文章を入れて、ちょっと違うんだよと。

○内藤総務局長

ただ、再発防止策で、結局●●●●したりとかしたんですよ。

○福田土地対策課長

はい。

○内藤総務局長

ただ、それはそれでしただけど、さっき言っていたチェック体制とか、そういったところもしっかりしていくというのは再発防止対策のほうにも書いてほしい。それは2ポツ目のほうか。「現場において適正な運用がなされているか、継続的に確認し、制度管理していく必要がある」と。これはそのとおりですけど、具体的に何をというのはこの□(四角)ということですね。

○清水総務局参事

盛土対策会議だとか、盛土110番だとか、いろんな仕組みができて、それを実際に運用しているものですから、そういうのも書いていいんじゃないかなと思ってですね。情報共有であったりとか、県関係者とか市町関係者との集まりが盛土対策会議とかであって、やっていくというのがあったので。

○福田土地対策課長

そうですね。

○内藤総務局長

そういうことを書いたほうがいいような気がするんですね。実際に、具体的にこういうことをやっているとか、やっていくとか。

○望月盛土対策課長

それを土採取条例のところに入れてしまうんですか。

○清水総務局参事

土採取で、盛土条例。土採取で盛土のこともうたっているし、あれですものね、側だけあっても、毅然として、断固としてやっていかなければいけないという素地がどこにあるかという、そういう仕組みを使って、みんなで方針を決めてやっていきたいと思いますというのが出てくると思うので。

○内藤総務局長

そう、それは重要。

○清水総務局参事

そうすると、ここにも入れていいんじゃないかなと。ほかにも出てくるかもしれないですけど、再掲でもいいから入れないと何か。

○内藤総務局長

多分、じゃあ代執行と決断するためには、やっぱりそういう組織として。

○福田土地対策課長

そうですね、いろいろやって。

○内藤総務局長

トップの方が集まってやる機会がないと、ただ、高い意識を持って取り組んでもなかなかそれはいかないのかなと思うんですね。

○福田土地対策課長

抽象的。じゃあそれは何をやるんだと。

○内藤総務局長

そうそう、そういうことではなくて、むしろ盛土対策会議をやるとか、そういうことがここに書かれていくほうがいいと思います。

○清水総務局参事

具体があったほうがいいと思います。

○内藤総務局長

と思います。ここに書くのはまずいですか、望月さん。

○望月盛土対策課長

いや、ほかに、ここ以外に例えば、何か同じようなことを入れる法令があるかもしれな

いじゃないですか。

○内藤総務局長

ありますね。

○望月盛土対策課長

そうすると、そこにも入れて、またここにも入れて、何かダブるような感じがしちゃう。

○内藤総務局長

そうですね。ダブるので、ただ、ここで今は一つ一つの法令ごとにやっているものですね。うなってしまうんですけど、全部やってみて、ダブっているやつは、別に再掲でもよしとしてもいいかもしれないし、ダブリなところはまた別途、何か共通的な記載をすることに。

○清水総務局参事

ほかのやつが、盛土が直接関わっているかということ、あまり関わっていないかもしれないなというところがあって。

○望月盛土対策課長

例えば市町と連携と言うのを今、我々重視しているんですけども、そのうち是正措置の方針書みたいなものを作るんです。是正指導方針書って全箇所。それを市町とか建設とか、関係する部署を呼んで、そこで一堂に会してやるんですけど。それってほかに土採取条例にも関係するし、市にも関係するし、砂防も関係するしとか、全部に関係してしまう。そういう対策会議の事前の会議みたいなものですけども、それをそれぞれやっていますよというのを入れ込んだときに、これと同じような、ダブるような感じでしょう。

○内藤総務局長

その会議というのは、関係者はどういう人なんですか。市町村と…。

○望月盛土対策課長

例えばそこが森林法がかかっているとか、いろんな他法令がかかっているか、それとかが全部集まって、あと市長。担当者。あとは盛土対策課。

○内藤総務局長

それは何という会議ですか。会議名はあるんですか。

○望月盛土対策課長

それは盛土対策会議の地域部会があって、そのもっと実践的なものは、担当者を集めて。

○清水総務局参事

幹事会みたいな感じのものが、そういうあれではないですけど。

○望月盛土対策課長

そこで今後の対策方針書を作って、いつ頃に警察が入ってとか、細かな計画をつくるんです。

○内藤総務局長

そういうことはちゃんと書いていきたいですね。どこに書くかというのは。

○清水総務局参事

今出たところを何かどこかに入れたいぐらい。

○内藤総務局長

今みたいなことを書きたいんですけど、まさに。どこでもいいんで。どこでもいいというか。

○福田土地対策課長

土採取が一番関係性が高いですね、確かに。

○内藤総務局長

取りあえず土採取のほうに書いておいてもらって、後でちょっと、実際に。

○清水総務局参事

そこにいると何か変だから、ちょっとほかに移すか再掲にするか。

○内藤総務局長

そうですね。その文案というのは望月さん、作っていただけますか。

○望月盛土対策課長

作ります。

○内藤総務局長

すみません。

○福田土地対策課長

ありがとうございます。

○望月盛土対策課長

それから1つ、代執行まで見据えたというキーワード、2つぐらいありますけど、あんまり代執行という言葉。

○福田土地対策課長

散りばめないほうがいいか。

○望月盛土対策課長

これって、最後の砦って、やむを得ない場合にやるんで、その行くまでの前段で、例えば行政指導、行政命令、その後に例えば告発するか。そこで初めて従わない場合に代執行に入るといような書き方をしないと、代執行をいきなり見据えてというのは。

○福田土地対策課長

確かに最初から見据えることはないな。ちょっと言い方変えましょう。

○望月盛土対策課長

あと7ページの一番最後。「おって、県議会に質問等があった場合は」というのがありますが、この意味がよく分からないので。

○福田土地対策課長

平成8年、9年でしたか。県議会で質問があって、既存の制度を見直してはいるんだけど、どちらかというと市町のほうで強化条例をつくりなさいよという見直し方だったので、もうちょっと危機感を持って、自分の条例を見直すんだということで書いています。県議会の質問は当然なんですね、そんな大きなものが出れば。

○望月盛土対策課長

そうそう。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

もうちょっと前の段階で出ればね。

○清水総務局参事

質問がないと何かないみたいな感じがしてしまうから、他県の情報収集とかを積極的に収集するとか、何か自ら動局的な感じにしたほうがいいかもしれないですね。

○内藤総務局長

そうですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

私も同じところで違和感があって。類似事例が発生した場合にはとか何か、場合にはその都度とか。それとすみません、割って入ってしまって申し訳ないですけど、その後の「既存の制度」というのが、これが何を言っているかちょっと分からなかったものですから、どれを指しているのか。盛土条例なのか土採取等規制条例なのか、両方のことを言っているのか、関係法令を言っているのか、ちょっとそこが分からなかったの。

○内藤総務局長

この段階においては、もはやこれは盛土条例のことを言ってるんですよね。

○福田土地対策課長

そう。土採取条例も生きてますので、両方ですよ。ですから2条例合わせて既存の制度という言い方かなと。

○片山廃棄物リサイクル課長

そういうことね。

○内藤総務局長

土採取は生きているって言っても…。

○福田土地対策課長

切土だけですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

切土、そうですね。

○内藤総務局長

ここは全面、「県議会において」云々というところはやめて、要は、そういった事例があったときには既存の制度の見直しも含めて検討していくというのが。

○福田土地対策課長

もともと結構、市町からそういう声も上がっていたので、そういうほうに傾けます。

○清水総務局参事

すみません、書きぶりのところで、今さらこんなことを言って恐縮なんですけど、5ページの下から2つ目のポツですけど、条例を厳しくしたとしても、「防ぐことができたとは必ずしも言えない」と書いてあるんですけど、これ、やめたほうが良いような気がして。条例の適切な運用でやるとか、条例による規制の評価の必要性というのを、本音を言えばそのとおりかもしれないんですけど、あえてやっても無駄だよみたいなことがこの考察の中にあるというのはどうかとちょっと思ったんですけど。

○福田土地対策課長

そうなんだよね、確かに。取ってしまったほうがいい？それとも書き換える？もともと、罰則を強化すればなくなると思うなよという、そんなことから出ていて。確かになくても構いません。

○清水総務局参事

罰則の強弱じゃないという、そこを言いたいんですね。

○内藤総務局長

そこを言いたいんだよね。

○清水総務局参事

そうすると、そこは書いてないんですね、これって。

○福田土地対策課長

そうか。

○清水総務局参事

はい。

○内藤総務局長

なので、防ぐことができたとは言えないというよりも、罰則を強化すればいいというもののじゃなくて、やはりチェック体制というか。

○福田土地対策課長

さっきの適切な運用ですね。

○内藤総務局長

しっかり制度を運用していくのが大事だという、そういうことを書けば。

○清水総務局参事

そうですね。そういうニュアンスだったら。

○望月盛土対策課長

監視体制を強化。

○内藤総務局長

とかね。そう。

○望月盛土対策課長

実際に静岡県は盛土が多いんです。全国で2番目なんです。全国1番目が千葉県。

○福田土地対策課長

千葉県なんだ。

○望月盛土対策課長

これはもう断トツで。だけど千葉県が一番初めに全国に先駆けて条例をつくった。許可制の。にもかかわらず、盛土が断トツ多い。あと埼玉とか、近郊の。それも全部許可制。静岡県だけは届出だけでもやっぱり多い。条例の許可制だから多いというわけではなくて、監視体制を強化しないと、やっぱり幾ら法律をつくったとしても変わらないと思う。ただ、盛土新法というのは罰則の厳格さが全然違って、1回法律違反すると3年以下の懲役、または3億。個人でいくと1,000万。だったら、一回そこで摘発されてしまうと、厳格に運用されてしまうと、1,000万とか3億円に罰則規定がかかってしまうから、だったらやめようという方向になるんだろうけど、今の自治法上は、たかだか2年とか100万なので、なので、置かしてしまうんでしょうね。

○内藤総務局長

そうすると罰金が多ければいいものではないということも言えないというか、多ければやっぱりいいのかもしれないですね。何億とか取れば。

○望月盛土対策課長

だけど自治法上なのでたいした金額じゃない。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

その罰則の上限にということもあるかもしれないけど、それ以外に、行為者を公表する。それが何かすごく効き目あるとあって、この前QAとして出ていましたよね。

○清水総務局参事

法律上、それができることになってるんですか。

○望月盛土対策課長

それは公表はできます。条例に公表規定ができれば。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そうそう。公表規定ができれば。

○望月盛土対策課長

悪いやつはそんなこと関係ないから。

○福田土地対策課長

うん。別にね、痛くもかゆくもないような気がする。

○望月盛土対策課長

廃棄物ってやってきてるでしょう？あれは今。

○片山廃棄物リサイクル課長

傾向は減ってきていますけど、だけど本当に。

○望月盛土対策課長

廃棄物と同じくらいなんだよね、罰則規定が。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうそう。

○清水総務局参事

盛土新法ですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

罰則がね。廃棄物処理法は5年、1,000 万か。

○清水総務局参事

法人だと？

○片山廃棄物リサイクル課長

法人3億。

○清水総務局参事

そうなんですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

そう。

○望月盛土対策課長

でも極力やっているんだよね。ただ、それにもかかわらず抜け道で不法投棄する連中が多い。

○片山廃棄物リサイクル課長

そう。抜け道のところをじゃあ発見できてるか、探し切れているかという、そこはやっぱり監視をしていくとかパトロールしていくとか、そういうのがないと。

○内藤総務局長

そこをやらないとね。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうなんです。

○内藤総務局長

土に混ぜたりね。廃棄物を。

○望月盛土対策課長

■をなくすためにやっぱり監視体制を強化しないとね。

○清水総務局参事

抜け道をなくすというのはできないですかね。それは法律を変えなければいけないんでしょうけど。

○福田土地対策課長

何やっても何か考えますからね、大体。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

いちごっこになっちゃうとか。

○福田土地対策課長

そうそう。分かりました。なので、ここは変えます。

○清水総務局参事

あとは書きぶりで、こんなふうな書きぶりにしたらどうでしょうという、ちょっと私案があるものですから、それをちょっと最後に。

○福田土地対策課長

だろうと思っていました。

○清水総務局参事

今ここで話題になったものに関係するところもあるんですけど、そこは無視していただいて、それ以外のところでですね。

○福田土地対策課長

じゃあ書き直すところ以外ということね。そう、メールがまだ来てないなど。

○清水総務局参事

メールを送るので、これは参考までにということでもちょっと。

○内藤総務局長

メールが来る？

○福田土地対策課長

そう。メールが飛んでくる。

○清水総務局参事

すみません、今メールしました。本当に3の(1)の事実関係のところは、誰が質問したとかはもういいかなと思って、県議会でこういう質問があったのに対してこういうふうの方針を示したようだというような感じだとかですね。

○内藤総務局長

これは2ポツ目が1ポツ目に対する対案ということですね。

○清水総務局参事

そうです。矢印で下に。ちょっと書きぶりを変えたりした、青字の2ポツ目をちょっと書きぶりを変えただけで、青字の3ポツ目は、やっぱり誰が質問したとかはいいかなと思ってですね。考察の青字はもう話があったと思うので、これは無視していただいて。考察の青字の2ポツ目は、他県、隣接県の状況だとかというのを勘案してやったことはよかったんじゃないかみたいな感じでどうかなということですよ。

○福田土地対策課長

3ページの一番最後の括弧というのは何だろう。3ページの一番下。

○清水総務局参事

これはさっき言ったものです。条例の適切な運用とかというものです。

○福田土地対策課長

ああ、これか。

○清水総務局参事

ええ。これはさっきの罰則云々じゃないもの。

○福田土地対策課長

そうですね、ここは書き換えるので。

○清水総務局参事

最後のポツも、これはさっきここで話が出たものだと思うので。望月課長とかのものを入れてくる。(2)は確認した事実関係のところの、ちょっとここは本当に書きぶりを変えてるだけで、※を入れるかどうかあれなんですけど、当時知っていたかどうかというのが分からないというところを。

○福田土地対策課長

「当時、本県が両県における規制強化の事実を認知していたかは不明」。いや、してなかっただろうな、恐らく。

○清水総務局参事

そう。多分知らなかったんだろうなとは思いますが。

○福田土地対策課長

そうそう。なくていいですよ、だから。

なくていいですよというのは、これも入れないですね。

○清水総務局参事

はい。あと、これは事実関係として、後の考察のほうで、この書きぶりの例として使っているものですから、この事実関係もあってもいいかなと思った。事実関係として入れて、考察のほうにちょっとつなげたいなと思ったものですから入れたんですけど、「以下は追記」と書いてある3ポツについては、考察のほうは、基本的には考察の肝の部分は変わらないんですけど、そこにつなげる部分のちょっと肉付けをしているような感じで書きぶりをしてみました。最初の神奈川県の記事ができたときの話だとかですね。

○内藤総務局長

この清水さんの対案の2ページ目、考察の。

○清水総務局参事

ごめんなさい、今は(2)のほうの考察の話をしていたので。

○内藤総務局長

ごめん、まだ終わっていないんだ？すみません。終わってからでいいです。やっていますか。

○清水総務局参事

5ページの3ポツ目はやっぱり、D145の●●●のところを。

○内藤総務局長

D145。こちら辺か。

○清水総務局参事

記述があると書いてあるんですけど、認識を示していたということかなど。

○福田土地対策課長

「罰則の強化や、許可制への移行等の必要性を認識し」。

○清水総務局参事

その辺りは元のものをそのまま使ってます。

○福田土地対策課長

そうそう。この辺、バランスをちょっと考えないと、文章があっち行ったりこっち行ったりしてしまうな。

はい。取りあえず、一通り目を通しました。

○清水総務局参事

ええ。ごめんなさい、再発防止のところも具体例としてこんな書き方があるのではないかということで、さっき言ったことですけど。

○福田土地対策課長

さっきの話が出ていますね、ここに。

○清水総務局参事

ええ。ここは参考までにというところですよ。

○内藤総務局長

困ってあるところね。

○清水総務局参事

ええ。これにもっと。

○内藤総務局長

そこはちょっと望月さんに直していただく格好で。

○清水総務局参事

ええ。

それで、2ページでしたか。

○内藤総務局長

2ページの考察の2ポツ目の話、修正案というか。

○清水総務局参事

この「本県では」という。

○内藤総務局長

「本県では、制度改正の検討等に当たり、隣接県等における同種の制度の状況を踏まえることは一般的である。このことから」と書いているけど、隣接県の状況は分かってなかったんだよね。

○清水総務局参事

でも山梨、神奈川の、隣接する12市町村では独自の規制条例を持っていたみたいなのところがあったと思うので。

○内藤総務局長

県内の12市町村ですよ。

○清水総務局参事

神奈川、山梨の12市町村。

○内藤総務局長

神奈川、山梨12市町村。

○清水総務局参事

ええ。県の条例じゃなくて、市町村の。

○内藤総務局長

そうか、これは神奈川県各市町村なんだ。

○福田土地対策課長

そう、神奈川の。山梨が入っているのかな。

○内藤総務局長

それなら分かりました。県条例が改正されたという情報はなかったんだよね。

○清水総務局参事

まだこのときには、神奈川も山梨も、新しい条例ではないはずなので。

○内藤総務局長

新しい条例ではないのか。

○福田土地対策課長

そうそう。市町村が上乘せ条例を作ろうとしていた時の話です。

○内藤総務局長

これはだから適切な対応なのかね、本当に。そこがよく分からないですけど。このときにもう県一律でと考えてなかった。

○福田土地対策課長

考えてなかったんですね。

○清水総務局参事

なかった。神奈川、山梨もまだ独自条例じゃなくて、隣接する市町村が独自に定めている状況があったので、それにならって。それはなので、適切というのは、妥当性はあったとかという言い方かもしれないですけど。

○内藤総務局長

分かりました。では清水さんの代案が出てきたので、検討していただいた後、その前に既に議論になったことについては、それらを踏まえてやっていただくと。

○福田土地対策課長

そうですね。了解しました。

○内藤総務局長

最後、盛土対策会議の関係をお願いします。望月さん、お願いします。

ほかに何かありますでしょうか。大川井さんありますか。

○大川井森林保全課長

細かいことで恐縮ですが、今日のペーパーの2ページの一番上、1976年4月1日の事実関係のところです。文章の書き方ですけど、「ことから」「ことから」と2つ並んでしまったので直してもらったほうが。

○福田土地対策課長

長期にわたるため、災害の発生や環境の破壊を招く場合が少なくないことから、市町村など関係方面から……。確かに。ありがとうございます。

○内藤総務局長

これはあんまりあれだから2つに分けた。1回、マルで区切るようにした方がいいのかな。

○福田土地対策課長

何でこうなったかな。

○清水総務局参事

あとごめんなさい、資料1とか資料2と今入っているんですけども。

○福田土地対策課長

取るんですね。

○清水総務局参事

取るのではなくて、ホームページに公開するときに、ファイルに名前をつけるものだから、その名前に変わってくるかなというところで、今は資料1でいいんです。

○福田土地対策課長

まだいいんですね、このままで。

○内藤総務局長

A00 何とかと。

○清水総務局参事

そうそう。なので、これは多分、DOS001とか、そういう。

○福田土地対策課長

土砂の？

○清水総務局参事

そうそう、土砂の。

○福田土地対策課長

土砂。土採取ね。

○清水総務局参事

土か。ツだ。tsu。

○内藤総務局長

そういうあれをつけるんだ。今までのA00とか、A283とか、ああいう。

○清水総務局参事

それは区域ごとに番号を振っているの。

○内藤総務局長

令和3年のときは？

○清水総務局参事

ええ。

○内藤総務局長

その文書はその番号で出す？

○清水総務局参事

多分そうしないとわけが分からなくなってしまうので。

○福田土地対策課長

tsuは小文字ですか。

○清水総務局参事

小文字です。

○福田土地対策課長

では、それで埋めてしまいます。

○内藤総務局長

番号はまた考えて打ちます。

○清水総務局参事

なので、どれがどの番号かというのは確認しないと二度手間になってしまうかもしれないので。

○福田土地対策課長

公文書は変わらないです。

○清水総務局参事
公文書は変わらないですけど。

○福田土地対策課長
はい。了解です。

○内藤総務局長
資料は公文書とは限らないのか。

○福田土地対策課長
その中ですね。

○内藤総務局長
この番号ですよ。

○福田土地対策課長
そうです。

○内藤総務局長
でもほとんど公文書なんだね。でも資料9なんかは「山梨県土砂の埋め立て等の規制に関する条例」なのか。
そのほかありますか？

○片山廃棄物リサイクル課長
1ページ目で、8市町が単独でつくって一覧にしてもらってあるんですけど、頭に中に書いておいてくれると数えなくていいかなと思って。「8市町における単独条例」とか何か。そうすれば、単に8つあるのかなと思って。

○福田土地対策課長
確かに8という数字はどこにも出ていない。分かりました。

○内藤総務局長
表のタイトルみたいなのを。

○片山廃棄物リサイクル課長
そうですね。

○福田土地対策課長
表のタイトルをつけます。

○清水総務局参事

すみません、全く関係ない話で。ちなみに今、この8市町の条例はどうなっているんですか。まだ生きていますか。

○望月盛土対策課長

生きてます。

○清水総務局参事

まだ生きてるんですか。

○望月盛土対策課長

盛土条例は1,000平米以上。

○内藤総務局長

では、そのほかよろしいでしょうか。いいですか。

それでは、続いて廃棄物処理法に行きます。

では、同じく片山課長から御説明をお願いします。

○片山廃棄物リサイクル課長

それでは今日お配りの資料を御覧ください。前回は11月2日に第13回の会議で資料を出させてもらいましたけど、それを見直すような形で修正等を行いました。内容的に見直したところなどを中心に説明をしていきたいと思います。

まず1枚目につきましては、特に大きく変えたところはないです。ほぼ同じです。

それから2ページ目ですけれども、下については「参考」と書いた人物等の相関図、これがちょっと細か過ぎるかもしれないんですけれども、具体的に書き方等を直してみました。

それから3ページ目に行きまして、廃棄物処理法の概要、こちらにつきましては法律上、分からないことが多いということだったので、解説を幾つか入れさせてもらいました。まず「法律の目的」はそのままです。

それから「建設廃棄物」というのが分かりにくいということだったので、どういうものをそこへ図で入れました。

それから「建設廃棄物に係る排出事業者の考え方」ということで、ここについては、いわゆる下請、元請とか、そういったところが、当時、法の改正等がありましたので、そちらを詳しく書かせてもらいました。

それから一番下、建設廃棄物が再生利用できるのかというような、そこにつきましても、「自ら利用」というときにはどうなんだというようなことを書かせてもらいました。

それから4ページに移りまして、土砂や伐採木の取扱い、ここが分かりにくいということがありましたので、こちらにつきましても少し取扱いについて書きぶりを直させてもら

いました。それから伐採木についての説明を、後半部分ですけれども少し手厚く、取扱いの考え方があのような、そんな通知なども探して入れ込みました。

その次のページ、5ページですけれども、「産業廃棄物排出事業者の責任」ということで、前回なども、いわゆる「保管基準」だとか「処理基準」「収集・運搬基準」「委託基準」とかという言葉が出てきたものですから、そちらも法律上の基準などを書かせてもらいました。図のほうはかなり直しています。

具体的に、例えばこの表でいったときに、左側に基準を書かせてもらいまして、事業場から排出された産廃が、例えば真ん中の縦の列ですけれども、自ら処理する場合、自らやる場合を矢印、それから自分がやらないときは他人に、いわゆる許可業者などに委託できるという規定がありますので、こちらを右の縦の列ということで、収集・運搬の基準を守って処理するんだよということを図で表しました。

それから、矢印が両方に出ているところについては、ここは契約があって、マニフェスト、そういったものが交付されるということで、契約関係があるということで両方矢印にしてあるということです。

それからあと、下の四角の中につきましては、いわゆる廃掃法に違反したようなときにはどんな罰則があるかとか、それからその次ですけれども、「保管基準」「処理基準」「委託基準」は法令上どうなっているかの解説を付け加えてあります。

それから6ページにつきましては、ここは特に変えていません。冒頭のところ、ちょっと文章がおかしいかもしれません。また検討いたします。

それから7ページに行きまして、こちらも前回あった項目ではありますけれども、ちょっとマルの表現を変えたりして、「不適正な処理に対する対応」ということで、こちらについても、いわゆる措置命令を出すときの要件などを、分かりやすいかなと思って修正を加えて書いてあります。処分というもの、それから処理というものについて説明をするような形の解説にしてあります。処理と言ったときには、保管から処分までかかるもの、それから再生(売却)なんかも含んだような形、そこまでを処理だということで、図で説明をすることにしました。

それから平成22年の改正もあるものですから、こちらについても前回、解説が必要だということだったので、こちらを加えさせていただきます。

それから8ページにつきましては、これは具体的に処分を行ったものとか、排出事業者は誰だということを指針から引っ張ってきて、ここに入れ込んだということでございます。言い回しは、そちらの通知等に、指針等を書いてある言葉と、そのまま抜粋したような形にしてございます。

それから9ページに行きまして、「措置命令を行うための事実認定」ということで、こちらにつきましても内容を少し変えて、説明を分かりやすいかなという形に直してございます。

それから10ページでございます。「法に基づく行政指導」ということで、行政指導について、それからもう一つが「土地所有者の講ずべき措置」ということで、こちらにつきましても少し表現を改めて、いわゆる根拠法令等を四角の中に入れるような形で分かりやすいかなという表現に直して入れてみました。

用語等の解説については以上のようにして修正、充実させたところです。

それから11ページに行きまして3番、事実関係の整理につきましては、9月議会で委員会に配付された資料、こちらの事実関係の整理を丸ごと持ってきております。具体的な追記等は今のところしてありませんので、ほぼそのままという形でここに転記したということでございます。

11ページからは、「源頭部北西側区域に持ち込まれた廃棄物に対する行政対応」ということで①のところ、それから18ページの途中、ここまでについてそっくりそのまま抜粋転記しています。基本的に県がやったことにつきましてはゴシック表記にしております。

それから18ページの下段以降ですけれども、②ということで、「源頭部に持ち込まれた木くず混じりの土砂に対する対応」ということで、こちらが22ページまで、同じく抜粋でここに転記して、県が行ったことについてはゴシック表記にしております。こちらについては以上です。

それから23ページからでございますけれども、「事実関係を踏まえた論点と考察」ということで、こちらにつきましては9月の委員会で配付し、いわゆる論点になっているところですが、これを考察するというので、それぞれの項目で確認した事実関係と考察を入れているということになります。

こちらにつきましては、論点となっているのはそれぞれ、(1)ということで、「解体工事現場の廃棄物の排出事業者を特定するための調査及び当該調査結果の取り扱い等は適切であったか」ということで、「確認・判明した事実」を何点かここへ並べたということでございます。ちょっと量が多いのですが、24ページに参りまして、「考察」として2点、ここに考察を入れてございます。

それから25ページに移りますけれども、(2)ということで、「土地所有者(現:旧所有者)など源頭部北西側区域に搬入された廃棄物の関係者への対応は適切だったか」というところで、ここに「確認・判明した事実」をどれだけ入れようかと思って、仮の形で今、3つ入れた状況になっているものですから、作業中ということで、仮で入れてある状況でございます。それから「考察」のところにつきましては5点入れさせてもらったのですが、色が薄いところは必要かどうかということで、今ちょっと検討中なものですから、色を薄めにしてここに置いてあるという状況でございます。

それから(3)で、「所有権の移転以降、現所有者による廃棄物の処理を優先したことは適切(結果として、施工者への指導等が下火になった)であったか」というところにつきましては、「確認・判明した事実」をそこで4点並べさせていただきまして、「考察」を3点、入れさせてもらってございます。

それから(4)で、「現所有者が源頭部北西側区域に搬入・放置されていた廃棄物を当該地に埋め立て、整地して以降の当該者に対する指導等の対応は適切であったか」というところにつきましては、「確認・判明した事実」を4点並べさせていただきまして、「考察」を5点書かせていただきました。

それから(5)で、28ページの下ですけれども、「木くず混じりの土砂について、木くずを混ぜた行為者の特定に係る対応は適切であったか」ということで、「確認・判明した事実」は3点入れさせていただきまして、「考察」も3点入れさせていただきました。

それから(6)で、「源頭部北西側区域に移動された木くず混じりの土砂への対応は適切であったか」ということで、こちらにつきましても、「確認・判明した事実」を2点入れさせてもらい、「考察」につきましては2点入れさせていただきました。

それから(7)で、「残土処分場への進入路付近に搬入された廃棄物への対応は適切であったか」ということで、こちらの「確認・判明した事実」につきましては5点入れさせていただきます、「考察」は3点入れさせていただきました。

それから最後の部分、5番で、これまでの「考察を踏まえた再発防止に向けた対策」ということで、こちらは今、作業中になっておりますけれども、31ページから32ページにかけて、3ポツ入れてあるんですけれども、こちらは廃棄物処理法を所管する所管課としての思いをまだ整理できていなくて、前回からそのままの記述になっておりますけれども、こちらをばっさり削ってしまうのか、あるいは考察に何か修飾的に入れられないかということ、御意見をいただければと思います。

それから32ページに行きまして、じゃあこれがなかったとき、再発防止に向けた対策ということで、32ページの1ポツ目、2ポツ目、3ポツ目ということで、主な対策を書かせてもらいまして、(1)(2)(3)(4)で具体的な取り組み、対策等を書かせてもらったというようにまとめ方にしてございます。

雑駁ですが、説明は以上になります。

○内藤総務局長

ありがとうございます。それではただいまの説明について御質問、御意見等ありましたらお願いします。

では私から。24ページの考察の直前のポツの3行目、「 主張が主張する」となっているところ、主張が。

○片山廃棄物リサイクル課長

 が主張する。すみません。

○内藤総務局長

それはどうでもいいんですけど、その次の「考察」の2ポツ目、「処分者等を指導するために土地・建物の権利関係や請負契約の状況など全容把握や、排出事業者を特定するための調査をしたことは初期の対応としては、行政処分の指針に照らして、適切であったと考えられる。」と。初期の対応としては適切だったのかもしれないですけど、ではそれで判明しなかった、排出事業者が結局判明していないですよね。そうすると次の対応はどうすべきだったのかという考察は何かないのでしょうか。初期の対応をして、それはそれで、もちろん一生懸命いろいろやっていただいたと。だけど判明しなかった。次のステップは何かあったのか、なかったというか、何か考えるべきだったのではないかと。

○片山廃棄物リサイクル課長

実際にやったこととしては、警察に事件化という、いわゆる行政法で言うところとは、

行政対応とはまた別のところになってくるのですが、刑事罰を与えられるかというようなことは県と相談したという、そういった記録はございます。

○内藤総務局長

例えば、であれば、初期の対応で排出業者の判明はできなかったけども、その次のステップに一応進もうとしていたとか、それを書いたほうがいいのかなど。

○片山廃棄物リサイクル課長

はい。

○清水総務局参事

同じところでごめんなさい。この間も伺ったような気がするんですけど、行政処分の指針に照らして適切であったと書いてあるんですけど、何がどう適切だったのかは、この一文だけでは分からないかなと思ったものですから、これこれ、こうやったことは、行政処分のここに照らして、行政処分としてはこうなっているもので、これこれ、こう対応したことは適切であったとか、いろいろあると思うんですが、一くくりにするような感じになってしまっているのですが、何がどう適切だったか分かるような考え方を書いたほうがいいのかなど、(1)については思いました。

○内藤総務局長

前回も言ってたんですね。

○清水総務局参事

ええ。

○内藤総務局長

指針に照らして。指針がどこにどう書いてあるかどうなんだという。

○清水総務局参事

そうです。指針としては、こういう指針が示されているけど、それに対して。

○内藤総務局長

こういうことはやっている。

○清水総務局参事

それは指針に照らしてありな対応だったというのだったらあれですけど、ちょっとざっくり過ぎてしまっていて。

○片山廃棄物リサイクル課長

前のときも、一般的な対応として妥当であったとか、そこは変えたんですけど、もう少し書きます。

○清水総務局参事

あと、この(1)でいくと、考察の1ポツ目が考察なのかなとちょっと思ったんですけども。

○片山廃棄物リサイクル課長

これは事実関係に入れてもいいですか、それか削ってしまうか、もっと簡単に書くか。

○清水総務局参事

ここに今並べてある事実関係が、この考察にどのようにつながっているのかが分かりにくいというか。

○片山廃棄物リサイクル課長

事実関係がどう考察につながっているか。

○清水総務局参事

この部分だけで言うと、やっぱりまだ、ごめんなさい、以前から言っているところの18条報告を求めて、今まで説明して下さったことがあると思うんですけど、その辺りの説明がここないと、3者に18条報告を求めて、本人である■■■■も含めて排出事業者は自分だという報告をしているのだったら、それを足掛かりにしていけるのではないかと思うところがあるんですけど、だったら、そうじゃないよということだと思ってしまうので、その辺りの考え方だとかがないと、「調査結果の取り扱い等は適切であったか」という論点に対する考察にはならないのかなという気がちょっとしています。では具体的にどう書くんだというところあれですけど、考えなければいけないなどは思っているので、自分でも考えられたら考えてみようかなとは思っていますけど。

○片山廃棄物リサイクル課長

分かりました。ちょっと考えてみます。

○内藤総務局長

では、いいですか。26ページのという意味では1ポツ目になるのかな、薄いところ、次のところ。「源頭部北西側区域の所有権が■■■■に移転後」の話。「■■■■は残存するがれき類等を撤去する旨の覚書を交わすも、これを反故し履行しなかった。■■■■に対して継続して指導する必要があったものの」以下、■■■■にこういう指導をしていたのは妥当だったということが、合理性があると言っているんですけども、これは確認ですが、■■■■に対しては、指導する必要はあったけどしていないということなんですね。してなかったんですね。何か並行して指導していたのかな。

○片山廃棄物リサイクル課長
回数が減っていった。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理
そうですね。

○内藤総務局長
することはしていたんだ？

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理
接触はしています。

○内藤総務局長
接触はしつつも、■■■■のほうに力点を移していったと。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理
■■■■のほうばかり行っちゃって、■■■■■■■■のほうに行く回数がだんだん減ってきているという状況があったと。

○内藤総務局長
分かりました。全くやめてしまったわけではないんですね。

○清水総務局参事
すみません、関連で。今話題にしたところは(2)の考察でいいんですか。(3)の考察かなとも思ったんですけど。

○片山廃棄物リサイクル課長
(2)と(3)と重複しているところもあったりして。

○清水総務局参事
イメージとすると旧所有者への対応という、所有権移転する前の部分の対応というイメージの論点かなと思うんです。

○片山廃棄物リサイクル課長
どっちですか。

○清水総務局参事
(2)。

○片山廃棄物リサイクル課長

(2)は「現:旧所有者」と書いてあったものね、ここに。

○清水総務局参事

ごめんなさい、「現:旧所有者」とあるんだけど、現在の旧所有者という意味で現と。

○片山廃棄物リサイクル課長

現在の？

○清水総務局参事

ええ。そんなわけで、これは「現」は要らないですね。「旧所有者」というふうに。

○片山廃棄物リサイクル課長

そういうことか。

○内藤総務局長

ああ、そういうこと？

○清水総務局参事

ええ。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうしていくと、そうそう、ちょっと書いてて。

○内藤総務局長

そうそう。そこは僕もそう思って、これは(3)に書いたほうがいいなと思ったんだけど、(2)を見たら現所有者のも含まれているんだと思ったもので。

○清水総務局参事

これは「現:」で、「・」じゃないんです。「:」なので。現在、現時点では旧所有者という意味に。

○片山廃棄物リサイクル課長

今となっては旧所有者。

○清水総務局参事

そう。ごめんなさい、紛らわしかったですね、これ。

○内藤総務局長

そういうことだと。

○片山廃棄物リサイクル課長

書いててちょっと。

○内藤総務局長

そういう意味では、さっき言ったところは(3)のほうの。

○清水総務局参事

そうですね。さっき言ったポツとその下のポツも3かなという。

○内藤総務局長

その下もそうですね。なるほど。

○片山廃棄物リサイクル課長

もう一回整理し直します。

○清水総務局参事

すみません、(2)の考察のところ、1ポツ目のところで、「当時、廃棄物の「保管」行為については法に基づく措置命令の要件になっていない」と書いてあるんですけど、これはこの間の御説明だと、平成22年の法改正なので、23年4月からは保管も対象になるというような状況があったと思うものですから、多分状況は継続していたと思われるものですから、法律を改正する前と、法律が改正された後では、同じことをやったとしても、やったことに対する考察というか、評価というのは変わってくるかなという気がするものですから、そこを何か書き分けたほうがいいのかというような気がしてですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。

○清水総務局参事

法改正の前までだったら妥当だったけど、法改正された後だったら、新たな武器が手に入ったんだから、それを行使する余地もあったのではないかみたいなことは場合によっては言えるかもしれないと思ったものですから、廃棄物だと制度改正が間に挟まっていて、ややこしくなってしまうんですけど、ここだけではなくて、ほかのところにも同じようなことが言えるかなとは思いますが、ここはちょっと読んでいて。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。前回、意見交換の中でもその話はあったので、そのところは書き分ける

ような記述を入れます。

○望月盛土対策課長

すみません、いいですか。4ページの真ん中に剪定の話がありますよね。一廃と産廃との考え方が書いてあるんですけど、これもよく分からないんですが、例えば今回、新聞報道であった、崩れてしまったところに木が投棄されて、その上に土を入れ込んだというのがありますね。その場合に、それは一廃になるんですか、廃棄物になるんですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

事実関係が分からないと分からない。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理

建設廃棄物の中に入ってこないんだと思うんですね。

○福田土地対策課長

そこがよく分からないですね。建設廃棄物の中に伐採木が入っているという意味がよく分からなくて。

○望月盛土対策課長

結構論点になるんじゃないかなと。このままだと。

○福田土地対策課長

難解なんだよね。

○片山廃棄物リサイクル課長

それをどうやって整理して考えるかという。そこにあったいわゆる伐採木なんかが建築物その他の工作物の解体に伴って出たか。

○内藤総務局長

解体で出たものではない。

○片山廃棄物リサイクル課長

ないですよ。

○内藤総務局長

多分、あその土地を開発するときに切った木ですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

切った、そういうことだと思うんです。

- 福田土地対策課長
藪に生えていた木。

- 内藤総務局長
そう。だからそういうのは一般廃棄物なんですか、あれは。

- 片山廃棄物リサイクル課長
可能性もある。

- 内藤総務局長
産廃かもしれないんだ。普通の木でも。

- 片山廃棄物リサイクル課長
この言葉から読んでいけば一廃かなという感じはしますけど。

- 清水総務局参事
産廃な気がしてしまいます。

- 片山廃棄物リサイクル課長
土地造成は建築物その他工作物解体に伴って生じたことだから。

- 福田土地対策課長
建設に伴ってとは違うんですね。

- 杉本交通基盤部参事兼砂防課長
その他の工作物の中に盛土とか含んでくるんじゃないかな。

- 紅林廃棄物リサイクル課課長代理
土地造成そのものが建築だとか建物の解体だとか、工作物の建築ということの概念に入っていない。

- 杉本交通基盤部参事兼砂防課長
こないんだ。

- 紅林廃棄物リサイクル課課長代理
はい。

- 片山廃棄物リサイクル課長

そこを整理した見解はない？ある？

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理

あくまで法律上に書いてあるとおりでしかありません。

○片山廃棄物リサイクル課課長

ないんだ。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理

土地造成そのものは建物との、工作物だとか、そういうものは直接は関係ない。

○清水総務局参事

と書いてあるんですか法令に。

○福田土地対策課長

何が違うのかよく分からないな。

○内藤総務局長

そうだとすると、造成するためにまず木を切って、そこで出た木は一般廃棄物ということ。あれがそうだったかどうかは分からないけど。

○清水総務局参事

ちなみに法律の何条に書いてあるんですか。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理

法律、定義のところにある。

○福田土地対策課長

定義からここまで分からないので、こういう解釈するということ？

○清水総務局参事

「産業廃棄物は次に掲げるものを言う。事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、その他政令で定める廃棄物。」政令がないから。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理

業種が木くずの場合ありますので、何でもかんでも木くずが産廃になるということではないので。

○清水総務局参事
業種が施行令に。

○片山廃棄物リサイクル課長
業種指定があつて何だっけ。材木業、木材業。家具の製造だとか、そういったものは業種指定に当たるので、産廃にはなるんですけど。

○清水総務局参事
施行令で。

○内藤総務局長
施行令？

○清水総務局参事
2条。

○福田土地対策課長
施行令に一産、産廃があるのか。産廃とは。木くずは建設業に係るもの。工作物の新築、改築又は除去に伴って。工作物の新築もあるじゃん。

○清水総務局参事
「木くず(建設業に係るもの(工作物の新築、除去に伴って生じたものに限る。))」と書いてある。

○福田土地対策課長
宅地造成はこれにならないんだ。

○内藤総務局長
どこに書いてある？

○清水総務局参事
施行令の2条です。

○福田土地対策課長
第2号です。

○内藤総務局長
2条の2号ですね。
「木くず(建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。))」

木材又は木製品の製造業)」。なるほど。そうするとやはり宅地造成をやろうとして、そこにあった木を切った、その木というのは一般廃棄物ということですね。

○清水総務局参事

法律の規定上そういう感じですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

ただ、その議論は当時、当時と言うか、それを議論したという記憶はないんですよ。

○福田土地対策課長

それはないでしょうね。

○清水総務局参事

そこは議論にして、またおまえだ、そっちだみたいなふうになっちゃう。

○片山廃棄物リサイクル課長

そう、そういう認識を持って、県とか市がそういったことをやっていたかという(議論になる)。

○内藤総務局長

望月さん、いいですか、それで。

○望月盛土対策課長

法律上ね、「一般廃棄物です」となれば、市の指導権限というか、指導をしなければいけない立場ですよ。確かに県とか市とかいうのはあるかもしれないけどさ、法律は法律だからさ。

○内藤総務局長

うん。

○望月盛土対策課長

そこで、その放置物があることが分かった段階で、県が市に対して除却しなさいという要請というか、情報提供をしてあげて、市が除却しなければいけない立場なんだよね。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。

○望月盛土対策課長

それをやっていなかったことは双方に問題があるんでしょうが、それが原因だと記者

が言っているわけだから。

○内藤総務局長

そうですね。あのときだから、あの公文書が残って、Dの。

○福田土地対策課長

64？

○内藤総務局長

64 か。

○清水総務局参事

埋められる可能性があるとかと書いてあるものですか。

○福田土地対策課長

55 か。

○内藤総務局長

ええとね、64 か。

○福田土地対策課長

55 と 64、似たような感じです。

○内藤総務局長

64 は木が捨てられているのが。

○清水総務局参事

小さい写真でしたか？

○福田土地対策課長

それは 55。

○清水総務局参事

55？64。

○福田土地対策課長

64 は誰とも分からない人が写っている。

○内藤総務局長

これこれ。

○清水総務局参事

ああ、例のですか。

○福田土地対策課長

そうそう、それは誰かって。

○内藤総務局長

これが誰だか分からない。市でもないんだよね。

○福田土地対策課長

市ではない、県でもない。

○清水総務局参事

崩れた下みたいなところに木がば一つとあるもの。

○福田土地対策課長

そうそう。

○内藤総務局長

だから市に通報したという証拠もないけれど、していないという証拠もない。

○福田土地対策課長

保健所にしたのではないかという位置づけなんですよね。

○内藤総務局長

通常は保健所に言うみたいなことを言っていて。これがどうだったのか。

○福田土地対策課長

本来は市に言うべきだったということか。

○清水総務局参事

そう、市にも言わなくてはいけなかったんですよね。

○福田土地対策課長

ということなんですよね、そうなるよ。

○内藤総務局長

ただ、この都市計の担当の人は、それが何なのかは。

○福田土地対策課長

それが一廃なのか産廃なのかなんて考えないで。

○内藤総務局長

一廃なのか産廃なのかも分からないで、取りあえず保健所に通報した。保健所は、何ですかねとって、普通に考えれば一般廃棄物ではないですかとなれば、保健所から市に連絡が行くとか、通常そうなるけれど、実際どうだったかはちょっと分からないですよ。だから、記者の方はそう言うんですが、私が思うに、それがあったとしても、そこに盛土をする人が、それはしっかり除去する義務があったのかなと思います。その3年後の話になりますけど。あそこに2003年にあれが捨てられていて、その木が2006年にどういう状態になったか分からないですが、もしあのままだったとすれば、そこに盛土をやるという人がちゃんと除去しなければいけないですよ。

○福田土地対策課長

さんざん指導していましたよね、そうやって。

○内藤総務局長

それも盛土の作業を逐一見ていたわけではないので、実際どうしていたのかは分からないですが。

○福田土地対策課長

3年間そこにあったとは思えません。

○内藤総務局長

この木って、3年ぐらい放っておいたらもうぼろぼろになって腐るんですか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

基本的に、水とか空気に触れていないと腐っていきません。ああ、ごめんなさい、空気に触れていないと腐っていかなくて、水中にある場合、腐らないんです、木は。空気に接しないもので。

○内藤総務局長

なるほど。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

だから昔作った橋とかの草が出てくるんだけど、きれいな木が出てくることあるんですけど全然腐っていない。だから空気に接していないかどうかによって風化というか、腐

らない。

○清水総務局参事

空気に触れていないとか、そういうのをやる菌だか何だかよく分からないですが、そういう子たちが、元気がないからという、そういうことですか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

かもでしょうか。

○内藤総務局長

この状態で、これがどうなるかという、3年たつと。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

かなり空隙があるので、その辺、今度の準備書面の中にも書いてありますよね。

○片山廃棄物リサイクル課長

何の中に？

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

準備書面。裁判の準備書面の(3)だったか、3回目の準備書面の中にそういうことを向こうのあれで書いてあります。読んでもらうと分かる。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

一般的に盛土とはというふうに、その基礎地盤とか、そういう不純物をちゃんと除去した上で盛土するのが、一般的なことですが、そこにも書いてあるんですが。

○内藤総務局長

ではすみません、次。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

今のところにも近いのですが、3ページ目のところ、○の2番の「建設廃棄物の分類」で、表にしてくれてあって本当に分かりよくなってきましたが、建設廃棄物は基本的にこの3種類に分かれるということでもいいんですね。一般と特別管理と産業廃棄物ということで。

○片山廃棄物リサイクル課長

はい。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

ということであれば、ここを何かゴシックにしたほうがいいかなと。

○片山廃棄物リサイクル課長

どれをゴシック？

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

その言葉。建設廃棄物の分類といってるので、この3種類に分かれますということが分かるような形にしたほうがいいかなと思ったというのと、そういう中で受けたときに、次の3つ目の○のところの3行目に「建設工事から生じる産業廃棄物(建設廃棄)の処理に関して、原則として、元請業者が排出事業者としている」と書いてありますね。この産業廃棄物は、その上の表で言うと、「特別管理産業廃棄物」は入らない？

というのは、「原則として、元請業者が排出事業者としている」と書いてあるので、上の表の右側、矢印を書いたのが、「排出事業者に処理責任」というのが両方とも書いてあるので、だからどちらがどう考えているのか、この文章をどう捉えていいのかがちょっと分からなかったです。

○片山廃棄物リサイクル課長

分かりました。特別も入ります。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

入るんですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

入ります。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

だからそういうふうに分かるようにしたほうがいいかなというのと、あと上の表の矢印の先の排出事業者というのは、結局は元請業者ということですね。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理

平成 22 年前は、「原則として」という言葉がキーワードになるのですが、原則として元請業者が排出事業者、平成 22 年以降は、「原則として」は取れて、元請業者。

○片山廃棄物リサイクル課長

ここが、元請業者に処理責任というほうが分かりやすいということですかね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そうそう。

○片山廃棄物リサイクル課長
いわゆる建設廃棄物の解説だったら。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
そうそう。

○片山廃棄物リサイクル課長
ということですかね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
そこのある中で、この5ページ目に、manifestoのところが気になるもので。manifestoのところが、注意書きのところに、自らやる場合は不要ですよということが書いてあるので、だけどそこが今回悪さをしていることにもつながってくるもので、再発防止としては、自ら処理ということに対しても、元請業者にこのmanifestoを出させることが再発防止策として、これは制度の関係だからうちとしては何も言えないかもしれないけど、そうしないと今回の悪さしたラインの対応がまだ抜け道になってしまうなど思ったので、何かそういうようなことが今後できればなおいいかなと思いました。

それとあと2ページ目の一番上の表ですが、これは源頭部北西側区域とか、源頭部上部、源頭部区域とか書いてあるんですが、これはもともとの表がある、この地図があるじゃないですか。地図で言うと、この番号で示しているのがなお分かりやすいかなと思ったんですが。

○福田土地対策課長
⑥とか①とか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
そうそう。これだけだとちょっと。番号を入れてあげたほうが、もし書けたらそうしたほうが、読む人は分かりやすいかなと思いました。

○片山廃棄物リサイクル課長
単純に入れると源頭部北西側は⑥で、源頭部は①になる。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
そこに括弧書きで。

○内藤総務局長
これだと地図は小さくなるものね。

○片山廃棄物リサイクル課長

地図を入れると落とせるかという話になってくるかと思うんですが。この辺りというのが、それが正しいかどうかは確実ではないんですが。

○内藤総務局長

そうするとやっぱり⑥とか①とか、そんなところですかね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そうですかね。

○内藤総務局長

そのほか杉本さんの御質問に対して何かコメントがありましたら。片山さんからいいですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

ではそこは、もう一回直します。誤解のないように。それであれば、今言った自社処理のところ、そこをしっかりとやることができないかということなんです、そこは再発防止で書けるのかどうか。そこも含めて。

○内藤総務局長

そうですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

ええ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

うちのできることでできない範囲があるから。

○片山廃棄物リサイクル課長

県としてできることがあるかどうか、そこはちょっと持ち帰ります。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

元請業者の責任をかなり大きくしないと、何でもそうですけど。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そこを、人ごとにならないようにしておかないと。

○内藤総務局長
ではそのほか。

○片山廃棄物リサイクル課長
さっきの④のところで伐採木の話があったんですが、その解説は少し充実させたほうがいいですか。

○内藤総務局長
そうですね。

○片山廃棄物リサイクル課長
今の話、一般的には産廃ではなくて一廃というのが一般的とってはあれですが、総じてそのような考え方があるというか。

○清水総務局参事
考えているというか、法律の規定を引用したほうがいいんじゃないですか。木くずとはこういうふうで定義されているので。何かあれだけ読むと、木くずはそこら辺に転がっている木くずというか、木片とか、そういうものは全部一廃としか読めない感じになってしまうんですが、それ以外で何か。でも持ってきた場所による。ごめんなさい、何でもないです。それがどこから出たかによって違うという話に。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理
この全体の中で木くずの話は盛土に含まれている木くずの話しかないですよ。

○清水総務局参事
そうすると盛土に含まれている木くずは出どころが分からないから、どっちか分からないという、そういう状態になっちゃう。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理
全体の中で木くずの話がそこしか出てこないの、どこに入れるのかなという感じ。

○清水総務局参事
少なくとも伐採木は産廃ではないとは言える。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理
その伐採が建築工事とつながっていれば産廃になり得るんです。

○内藤総務局長
それが意味が分からない。

○清水総務局参事

そうそう、建築工事につながれば。造成するのはするで、建築工事。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理

造成は建築とは関係ない。

○清水総務局参事

でも宅地造成だから、そこに家を建てるつもりで切り開いているわけですね。そうするとそれは建設工事につながるとなるのではないかなという気がするんですけど。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

別に造成するというのは、その後、建物が建つもので造成するんじゃないですか。造成するためには、そこにもともと生えてる木を伐採しないと。

○清水総務局参事

つくれないですものね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

つくれない。

○清水総務局参事

開かないといけない。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理

それが造成する事業者と建物を建築する業者が違うと思うんですね。

○内藤総務局長

そういう話か。

○片山廃棄物リサイクル課長

建物を建てるために木を切った。その木というのは。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理

その木を使って建築する人は、その木材を使って建物にすれば産廃になり得る可能性はあると思うんですね。

○清水総務局参事

その木を使わなければいけないんですか。切った木を。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理
使った場合にはです。

○内藤総務局長

例えば造成ではなく普通の建築の場合、家を建てる時に木が邪魔になったので木を切りました。それは捨てましたと。これは一般廃棄物ですか。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理

それは事業活動であれば産廃になり得る可能性。産廃と考えてもおかしくはないです。

○内藤総務局長

その場合は。さっきでも造成の場合は。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理

なので、土地造成はあくまで土地の造成ですので、建物の建築とは直接関係ないので、それは産廃にはならない。建物を設置した人が、じゃあ廃棄物を出したのかといったら土地造成とは違うものですから。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

造成行為と建築行為で厳密に分けるんですね、そこは。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理

そういうことですね。多分同じ業者がやらないと思うんですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

建築と土木とは違うということだよな。

○福田土地対策課長

それはどうやって読むのか。さっきの法律からそこまで読めるのかというと、何となく分からないですが。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理

あくまで定義はそのようにしか書いてないので。そう理解するしかないかなと思っています。

○福田土地対策課長

どこかに書いてあるんですか。へえ。

- 内藤総務局長
さっきの施行令の第2条のところで。
- 杉本交通基盤部参事兼砂防課長
はい。工作物の新築のところ。
- 内藤総務局長
「工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの」。
- 杉本交通基盤部参事兼砂防課長
とは書いてあるけど。
- 内藤総務局長
産廃なんだね、木くずでも。
- 片山廃棄物リサイクル課長
と規定されていると書いたら。
- 清水総務局参事
すっとんと落ちないですね。
- 福田土地対策課長
ええっとしか思わない。
- 清水総務局参事
そこは、何か国が見解を示しているとか、そういうことはないんですか。
- 片山廃棄物リサイクル課長
そういうことはない。見たことがない。大体ケース・バイ・ケースであるとか市町村の判断に任せると。
- 紅林廃棄物リサイクル課課長代理
そこはもう県が判断しなさいということになるんですかね。
- 清水総務局参事
それでいいのかという気がしますが。
- 望月盛土対策課長
少しいいですか。9ページの上側に破線の四角があって、「当該処分等をするを

助けた者とは」というのがありますね。「不法投棄などの斡旋又は仲介したブローカーやこれを知りつつ土地を提供するなどした土地所有者、無許可業者の事業場まで廃棄物を運搬した者」云々と書いてあって、これらは幅広く処分の対象にすると書いてあります。今までいろいろな行為者が、いろいろなものを捨てていって、それが特定できないからという話でしたが、もともとの土地自体は■■■■の土地なんですね。■■■■が実際に行為をしたわけではないが、この処分の規定を使うことによって、■■■■自体に全て処分が科せられるんじゃないかと思うんだけど、どうなんでしょうか。

○片山廃棄物リサイクル課長

可能性はあるよね。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理

これに該当するということは言えると思います。ただ、当時は生活環境不全上の支障というところにかかってくると、支障がなかったという当時の判断でかけていないということですので、あくまで措置命令の対象になり得るということはあると思います。あくまで命令上の話です。

○望月盛土対策課長

いや、仮に今となってしまえば崩れたという事実があるんですが、それは生活環境の保全上、支障ないと言い切れるか。

○内藤総務局長

⑥か。

○望月盛土対策課長

崩れたこと自体が生活環境の保全に支障があったということですよ、今から考えると。

○片山廃棄物リサイクル課長

崩れたというのは⑥か①か。

○望月盛土対策課長

①か。

○片山廃棄物リサイクル課長

①が崩れたので⑥。

○望月盛土対策課長

すみません、これは①のことを想定して言ってるみたいですが、いろいろな人物が出

てきて、それぞれ結果、無罪放免ですよ。

○片山廃棄物リサイクル課長
行政指導までしかしていないわけですから。

○望月盛土対策課長
その当時はそういう解釈をしたんでしょうが、今後、また同じような、■■■■のような話が出てきたときに解釈の仕方を幅広にして、こういう指針があるので。

○片山廃棄物リサイクル課長
そうですね。

○望月盛土対策課長
これを用いて、所有者や指示した人に対して行政処分的なものをするというような考え方のほうが判断は早いんじゃないかと。

○片山廃棄物リサイクル課長
そうですね。それは考察のほうで積極的にやっていきます。そういうことを32ページの(1)「廃棄物処理法令の厳格な運用」で、2ポツ目ですが、「また、現場の状況に改善が見られない場合には、法的効果を伴う行政処分を講じるため、過去の事例にとらわれることなく、環境省『行政処分の指針』の厳格運用に努め、速やかな違反行為の把握・事実認定に取り組んでいますということで、こここのところで厳正にやっていきますというような再発防止策というか、改善策をここに入れていることになります。

○内藤総務局長
今のところは再発防止対策ですか。

○片山廃棄物リサイクル課長
はい。

○内藤総務局長
それはどこの考察から導き出されたんですか。

○片山廃棄物リサイクル課長
考察が考えられた整理は27ページの考察の3ポツ目に。

○内藤総務局長
「資金難を理由として県の指導に従わず、■■■■による改善が見られなかった状況を悪質であり、技術的な専門家への相談のみならず、同社ががれき類等を残置したままの状

態が保管基準に適合しない」。なるほど。じゃあここを述べて。

○片山廃棄物リサイクル課長

はい。早期に行政処分も考えながら指導する、あるいは措置命令を出すというような、そういうことをやっていく考え方もあつただろうという、考察にしています。

○望月盛土対策課長

はい。ありがとうございました。

○清水総務局参事

一旦切りますか。

○内藤総務局長

時間がもう。休憩します。

(休 憩)

○内藤総務局長

それでは再開します。清水さん。

○清水総務局参事

26 ページの(3)の論点の確認が判明した事実関係のところの4つポツがあるんですが、これは(3)の事実関係としていいんですか。■■■■のことを書いて。

○内藤総務局長

そうそう、これは(4)の間違いではないか。

○清水総務局参事

これ、■■■■のことを書いてあるように見えなかったものですから。

○内藤総務局長

■■■■のことは一切書いてないね、これ。

○片山廃棄物リサイクル課長

2か。

○内藤総務局長

多分、何かの間違いだと思います。

○片山廃棄物リサイクル課長

何か違いますね。

○内藤総務局長

「所有権の移転以降、現所有者による廃棄物の処理を優先したことは適切であったか」の事実関係だから、多分全く関係ないことが書かれているので。そうそう、これは私も付箋が貼ってあって。これはちょっと確認してください。

○片山廃棄物リサイクル課長

はい。1回整理し直します。

○清水総務局参事

同じ(3)の考察の1ポツ目で、「■■■■が産廃を撤去する旨の誓約文書を提出したため、力点を置いた対応は」と書いてあるんですが、■■■■が誓約書を提出したのは所有権の移転があってから、多分2年ぐらいたってからだったのではないかな。

○片山廃棄物リサイクル課長

これは1年後だったかな。2年後か。

○清水総務局参事

とすると、そこにタイムラグがあるので、何かこういうふうを書けるのかなと思った。

○片山廃棄物リサイクル課長

「2年間ぐらいたタイムラグがありますよ」というところの考察がないということですか。

○清水総務局参事

考察がないというか、誓約書を出したから力点を置いたと言っているんですが、誓約書を出す前から力点を置いていたとすると、この考察はないのかなと。なので、そこは整理が必要かなと思いました。あと、同じ考察の3ポツ目で、「資金難を理由として県の指導に従わず」と書いてありますが、資金難を理由にしているような行為はあったのですか。ごめんなさい、自分はここは公文書の記載の記憶が定かではないところなものですから。資金難云々の話はどこかにあったかな、と思ひまして。

○片山廃棄物リサイクル課長

資金難の記述はたしかあった。1箇所か2箇所あったと思ったんですが。

○清水総務局参事

お金がないからやれないと。

○紅林廃棄物リサイクル課課長代理

正確に言えば、自ら利用を釈明したということだと思いますので、そこはもう少し確認します。

○片山廃棄物リサイクル課長

資金難が推計だったのかもしれないです。推測か。

○清水総務局参事

ああ。今度(4)の論点、28ページの2ポツ目か、「■■■■は県の指導に対し」の記述で、2行目の途中から、「■■■■がこれらを投棄しようとした悪質性はなく、さらには廃棄物を処分する意図はないと考え、命令の発出に必要な要件を満たす事実があったかどうか調査するには至らなかった」と書いてあるのですが、悪質性がないといけないんですかということがあるんですが。

○片山廃棄物リサイクル課長

ここは素直に、掘り起こすよと言ったという、その言葉尻です。

○清水総務局参事

でもやっていないんですよ、実際には。

○片山廃棄物リサイクル課長

■■■■？■■■■は埋めたという。投棄しようとしたと。そのあれですか。

○清水総務局参事

「投棄しようとした悪質性はなく」というのはどういう意味なんですか。埋めたんですよ。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。埋めたというのがいわゆる不法投棄。

○内藤総務局長

今、何ページ。

○片山廃棄物リサイクル課長

28ページの2ポツ目。

○清水総務局参事

ちょっとこの記述に違和感があったんですが。

○片山廃棄物リサイクル課長

投棄という言葉。これが埋め立てたと言えれば分かりやすいですか。

○清水総務局参事

いやいや。

○内藤総務局長

そういうことじゃない？

○清水総務局参事

そういうことではなく、掘り起こす、撤去しますという意味を表明すれば、それで無罪放免ということなんですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

そこは行政処分する可能性は、余地はあったと考えられる、ということに考察のほうでなってきました。

○清水総務局参事

これ、事実関係にこういうことは書いてあったんですか、そういう風には何したと書いてあったんですか。そこがちょっと。

○片山廃棄物リサイクル課長

事実関係だから、こういったことが書いてあること自体が悪質性だとか、意図というのが、それを書くべきか、書く必要はないんじゃないか、そういうことを書くということですか。で、考察の3ポツ目に、この行為は「処分」であるというふうにも考えられるというような、そういった考察をそこに入れてるんですが。

○清水総務局参事

「悪質性はなく処分する意図はないと考え」というのは、これは何だろう。

○片山廃棄物リサイクル課長

これは県がそう思ったという。

○清水総務局参事

でも、「そう思った」なので、公文書は読んだ我々がそう思ったという、そういうことですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

当時の判断がそうだったという、そういうふうに取り出したということかなと思うので。

○清水総務局参事

読み取ったんですね、そういうふうには書いてあるわけではなく。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうそう。

○清水総務局参事

そうすると何か事実関係としては、あまり適当ではないような気がするのですが。

○内藤総務局長

当時の何か復命とかにこういうことが書いてあればいいんだよね。

○清水総務局参事

うん。なので意図がなくて悪質性がないから、もうこれ以上はやらないと判断したと。

○内藤総務局長

そういう記録があればね。

○片山廃棄物リサイクル課長

記録まであったかはちょっと分からないので、もう一回ここは見てみます。掘り起こすよと言ったのはある。

○清水総務局参事

それは分かりました。

○片山廃棄物リサイクル課長

その後のところですよ。

○清水総務局参事

5回くらい言っていて、やるからやるからと。信じてくれよ俺をみたいなことを多分言っているのは。

○片山廃棄物リサイクル課長

その後のところ、このため県はという、そのこのところの文章ですね。

○内藤総務局長

「埋まっている廃棄物は必ず処理することを約束する」とか、「未だに廃棄物が埋まっていることは承知している」「指導は覚えている」。ずっと言ってるんだよね。だから悪質性がなくて、廃棄物を処分する意図はないと考えましたという記録はない。

○片山廃棄物リサイクル課長

その言葉が記録上あるかということですね。県の当時の判断として。そこはもう一回確認します。

○清水総務局参事

この後の(5)以降は見きれていないので。ごめんなさい。あと、記載の仕方の関係だけですが、たしか事実関係の一番後ろに論点を入れるような形で作っていたと思うんですが、それがないかなと思ったものですから。

○片山廃棄物リサイクル課長

これですか。

○清水総務局参事

これは提言ですよ。逆に言うと、この提言はここになくてもいいのかなと思ったんですけど。論点と。

○片山廃棄物リサイクル課長

これでなくて？

○清水総務局参事

これは特別委員会の提言ですよ。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうそう。

○清水総務局参事

この検証委員会でまとめた論点を。ほかのに入っているじゃないですか。

○内藤総務局長

土採取があるかもしれない。

○片山廃棄物リサイクル課長

土採取は(ある)？

○内藤総務局長

土採取はちょっと特殊とってください。

○清水総務局参事

こういう感じで、庁内検証委員会で検証の論点を聞きたいと。事実関係の最後に入れるような感じになっていた。

○片山廃棄物リサイクル課長

これですよね。でもこれがこれなんですね、(1)(2)ということですね。

○清水総務局参事

そうそう。だからそれは考察のところに入るんですが、その前にいきなり論点出てきますけど。

○片山廃棄物リサイクル課長

ああ、ここに1、2、3、4、5、6、7まで。

○清水総務局参事

多分、①と②で論点を分けて書いたほうがいいと思うので。

○片山廃棄物リサイクル課長

はい。それを書くということ。分かりました。

○清水総務局参事

多分提言は要らないんじゃないですか、ここ。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうか、そういうことか。なのでこれに(1)から(7)、これがついてくるということですね。分かりました。

○内藤総務局長

特別委員会の提言はどこに入れるんだっけ。

○清水総務局参事

報告書の中に。

○内藤総務局長

報告書のどこに入れるんだらう。

○清水総務局参事

それはどこに入れるかを決めましょうみたいな話に。

○内藤総務局長

まだ決めてないんだ？

○清水総務局参事

ええ。先に持っていくのか、後ろに持っていくのかとか。

○内藤総務局長

今それね。片山さん、この中に入れてるんですね。特別委員会からの提言。

○清水総務局参事

なのであれですね、総務委員会の資料、常任委員会の資料と同じようないにしているイメージがあるんですが。

○内藤総務局長

そうそう、そうです。

○清水総務局参事

もう一つ。事実関係で、今これに入れてくださっているのが、常任委員会の資料にあった主な事実関係をここに多分、全部落とし込んでいると思うんですが。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうです。

○清水総務局参事

その前は結構いろいろな事実関係があったかと思うんです。

○片山廃棄物リサイクル課長

入れていましたね。

○清水総務局参事

常任委員会の主な事実関係は、主なというあれだから、論点を導き出すために、議会のほうに行かなければいけないところだけを整えてきたイメージがあるので、それ以外に事実関係は、この報告書の中に入れておかなければいけない事実関係はほかにもあるんですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

ええ。なので前回のとき、A3でまとめた縦のやつで、これまでまとめてきたのが、第1回

から第6回分くらいまであったと思うんですが、そういったことも入れ込んでいくと。

○清水総務局参事

なので必要なものだけでいいですが、多分網羅していないですよ、常任委員会の資料だけで。

○片山廃棄物リサイクル課長

(A3 でまとめた記録)だけにして今入れてある。

○清水総務局参事

それは必要なものを網羅しているかどうかという、どっちですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

入っていない可能性はあります。

○清水総務局参事

それなので、また追加して。

○片山廃棄物リサイクル課長

はい。そうしないと考察で事実関係が入っていない可能性があるということですね。

○清水総務局参事

そうです。

○片山廃棄物リサイクル課長

分かりました。なので必要なものを入れ込めばいいということですね、プラスアルファで。

○清水総務局参事

多分、もともとピックアップしているのはそうです。

○片山廃棄物リサイクル課長

量的には増えてもいい。

○内藤総務局長

しょうがないですね。もともと多かったので、公文書が。

○清水総務局参事

廃棄物はしょうがない気が。分量が、もう今の時点でほかの倍くらい。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうです。もうちょっと減らすものがあるかなと思ったんですが。あと逆に9月の常任委員会で入れた文言は、多少変えたりカットしてもいいですか。いいんですかというのは変ですが。

○内藤総務局長

特別委員会で出したものはそのまま据え置いてもらいたいというのがこの前の。

○片山廃棄物リサイクル課長

ですよね。

○内藤総務局長

何かカットしなければいけないことがあるんですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

カットはないですが、例えば1文字だけ出ているとか、次の行に。

○内藤総務局長

ああ、そういうものはいいです。

○片山廃棄物リサイクル課長

そういうものを。

○内藤総務局長

そういうこと大事なんですね。

○清水総務局参事

1つお詫びがあるんですけど。今、思い出しました。常任委員会の資料に出したときは、県がとかという形で、本当だったら、森林法だったら、県東部農林がとかという形のやつを、分かりやすくするために県がという形で、「県」という表現にしていたんですが、こっちについては、事務所名というか、東部農林だったら県東部農林がとか、県の森林計画がとか、2つ、出先と本庁、両方要るんだったら、県東部農林と県森林計画課がみたいな、その主語とか、県のところは本来対応に当たった機関というか。つまりこの場合でいくと、東部の健康福祉センターがとかですね、県廃棄物リサイクル課がというような、今は常任委員会のやつをそのまま、県がということになっているんですが、そこは正式なとか、方々で置いていただくような形でお願いできたらと。

○福田土地対策課長

そうか、主語を全部入れるんですね。わざわざ、都市計画法の場合だと全部熱海土木が、主語になるので、それを取っていたんです。

○清水総務局参事
すみません。

○福田土地対策課長
県熱海土木という形で入れるということですね。

○清水総務局参事
その略し方も、県東部農林とか、県熱海土木とか、県を頭につけるような。

○福田土地対策課長
県土地対策室と。

○清水総務局参事
何かそんな。

○内藤総務局長
全部入れるのか。

○片山廃棄物リサイクル課長
そこは何か理由があるんですか。うちもこの文書を作るときに、県の検証だから、本庁と出先、関係ないんじゃないの、それはもう県という言葉でいいんじゃないかということで県にまとめたんですけど。

○清水総務局参事
あえて？

○片山廃棄物リサイクル課長
あえて。

○内藤総務局長
それぞれ考え方が違っていた。

○片山廃棄物リサイクル課長
要するに出先がと言っても、それは県としての対応でしょうという。

○内藤総務局長

統一しろということですね。

○清水総務局参事

県としての対応だけ。それは行政対応検証委員会は第三者だからという、そういうことなんですかね。行政対応検証委員会は出先も本庁も名称が入っているので。県の対応ですが。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。

○清水総務局参事

ええ。そういうところで多分、それと同じ並びのイメージを。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうか、そういう考え方ならそれぞれの部署をちゃんと書けば検証委員会と庁内の(検証委員会との違いは理解した)。

○清水総務局参事

そう。なので、一番最初に出てくるところだけ正式な名称を書いて後は略称を取って。

○片山廃棄物リサイクル課長

なるほど。

○清水総務局参事

この間お願いした時に、そういうふうには言わなければいけなかったんですが。

○片山廃棄物リサイクル課長

はい。

○内藤総務局長

では、それは入れてもらうということで。

○清水総務局参事

ええ。

○片山廃棄物リサイクル課長

はい。あと事実関係の追加は、もう一回、必要なものは入れるということで確認します。

○福田土地対策課長

そうですね。分かりました。

○大川井森林保全課長

すみません。

○内藤総務局長

お願いします。

○大川井森林保全課長

大川井です。23 ページ以下の確認が判明した事実関係のところは、時期が、前は入れてくれてあったと思うんですけど、これは全部、何年とかというのは外したということですか。27 ページなんかも、(4)の事実関係は、2013 年とか入っているんですが、29 ページの一番上は。

○内藤総務局長

これはあったほうがいい。

○片山廃棄物リサイクル課長

あったほうがいいですか。これはすみません、ボリューム的に減らそうと思って、意図的に外しているのです。では事実関係は事実関係で、ポイントになってくる事実は箇条書でもいいから分かりやすく書くという、そういう考え方でいいですか。

○内藤総務局長

そうです。

○片山廃棄物リサイクル課長

分かりました。

○内藤総務局長

確かにボリュームがね。よろしいですか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

すみません、31 ページ目の(1)の上のポツですが、2行目の、「他法令所管部部署に情報提供・共有を迅速に判断するため、以下の取組を進めている」という、ここの判断という表現が適しているかなと思って。

○片山廃棄物リサイクル課長

ここか。情報提供・情報共有を迅速にする。そうですね。ちょっと文章がおかしいので、ここは単純に情報提供と情報共有だけなのか、もう少し何かしたいと思ったのか、ちよっ

ここは。

○内藤総務局長

情報を迅速に提供・共有すると言いたいのか、そうではないのか、何か意図があったのか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

それと(1)番の1ポツ目ですが、これ、法令に基づく指導を行う際には、処分者等への指導内容の明確化、指導後の業務確認、ここにスペースは要らないなど。「のため、文書による指導、記録保存に努める」。何か、これは明確化で1回切るんだよね、多分。処分者等への指導内容の明確化を行うとともに、指導後の業務確認のため文書による指導、記録保存に努めるとかだったらいいけど、明確化で点で止めると、何か文章的につながっていないなどと思った。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。

○内藤総務局長

それでいいのかな。

○片山廃棄物リサイクル課長

はい。もう一回修正します。

○内藤総務局長

処分者等への指導内容を明確化するとともにとか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

うん。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。結局、口頭指導もよくなって、後から何言ったか分からないになるとか、そういうこともあるので、基本は書面での文書指導を原則にしていたんですが、必ずしも、記録を見ていっても、そこがないというのもあったので、再発防止の取組の1つということで、そこはやっていくということです。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

あと、昨年度の[]がお見えになって、担当課長参事が要望に対して回答したことがあるんですけど、そのときに何かこういう難しいので事例集を作ってくれとかという話がありましたよね。

○片山廃棄物リサイクル課長
ありました。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

ここの32ページが一番下のポツが、関連する事例や参考となる判例を迅速に収集しなどと書いてありますけど、ここにつながってくるのかなと思っていて、やはり市町の人たちも、多分こういう判断はなかなか難しいということが見込まれるので、やっぱりそういう内容のものを、うちだけじゃなくて、市町に対しても、パンフレットみたいなもので、マニュアルではないけれど、そういうようなものを提供というか、そういうのをつくって、それにのっかって、参考にしてくださいというようなものがあれば、より迅速に対応できるのかなと思うので。

○片山廃棄物リサイクル課長

(1)? (3)?

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

(1)の3つ目のポツ。

○片山廃棄物リサイクル課長

じゃあ「関連する事例や」とか、この辺りですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

その次の「また」のところは、「職員間の技術や知識を高める」ということもあるんですが、県職員もそうですが、市町に対する技術指導、技術支援というか、そういうものがあったほうがいいのかと思いました。

○片山廃棄物リサイクル課長

ありがとうございます。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

あとこの(3)の「廃棄物混じり土への対応」が、先ほどから議論になっているところなので。

○内藤総務局長

ここは望月さん、何かさっき、御意見が。

○望月盛土対策課長

例えば、これは盛土新法が立ち上がるときに、基本方針が国から示されていて、その

中にある言葉なんです、定期的に当然、建設業法に基づくとか、あと廃棄物処理法に基づく、建設土の発生現場への立入検査をして、分別を確実に確認するという行為を定期的にやりなさいと書いてあるんです。それを徐々にやっていけば分別が確実に徹底されるのではないかなというところが、せめてそういうところをやっていくのかなと思うんですが。

あとは実際に、廃棄物処理法で何とかできないから、立入検査というか、収去するとか。

○片山廃棄物リサイクル課長

収去はできます。あとはどこを取るかという話になってくるので。

○望月盛土対策課長

例えばさっき言った、ガラが混ざっていて、表面だけ抜け出せばいいよという話なんだけど、中のほうまで可能性がある。そこについては収去を指示してないことを確認しなさいというような指示をやるというか。18条報告じゃないけど、収去の報告を出させるとか。

○片山廃棄物リサイクル課長

なるほど。

○望月盛土対策課長

そういうことを徹底するようにするとか。

○片山廃棄物リサイクル課長

分かりました。ここをもう少しやれることを厚くして。

○望月盛土対策課長

そうですね。お願いします。

○内藤総務局長

あとこの検査は頻度、今やっているものの検査というか、監視というか、パトロールというのは月何回か。

○片山廃棄物リサイクル課長

基本は通報があれば行く。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

ああ、通報があれば。

○片山廃棄物リサイクル課長

あとは国交省と環境省が建設リサイクル法で(立入検査を)やるときには年に2回、抽

出して廃棄物リサイクルと建設リサイクル法で届出をしなければいけない特定行政庁、土木と市町村で抽出していく。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
それは抜き打ち？

○片山廃棄物リサイクル課長
抜き打ちで行ってると思います。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
そうじゃないとね。抜き打ちでやらないと。

○片山廃棄物リサイクル課長
ただ届出が1万 2,000 件なんです。行けるのが数十件なので、そこが当たるかという、抽出で。そういった課題はあります。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
そうか。それは悩みますね。

○片山廃棄物リサイクル課長
ええ。1万 2,000 件です。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
すごいな。

○片山廃棄物リサイクル課長
要するに 80 平米とかいったかな、以上の解体は届出になったので。

○内藤総務局長
要はある程度の大きいところに絞って行くとか。

○片山廃棄物リサイクル課長
そうですね。なので、(規模の大小など)どっちが悪いことをやっている傾向にあるかは、まだよく分からないんです。小さいほうが悪いのが、大手のほうが悪いのか。

○内藤総務局長
でも大手というか、大きいところは、それだけ多いんですよ、分量も。

○片山廃棄物リサイクル課長

分量は多いですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

これからもうごちゃごちゃになっているのはなかなか難しいということであれば、やっぱり排出元、壊しているところ、そのパトロールをしたほうがよさそうですね。しっかり分別してやっているか。しっかりやらせるなら。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

わかりました。

○内藤総務局長

32 ページの1行目が、「ともに」というのが、友達の「友」に。
そのほか何かありますか。大川井さん。

○大川井森林保全課長

戻っちゃって申し訳ありません。28 ページの考察の書いてある一番下のボツですが、「早期に行政処分をする方針をさらに入念に検討すべきだったという指摘はあり得る」、この言葉の意味することがよく、言葉がちよっと分かりづらくて、どういう感じか。

○片山廃棄物リサイクル課長

要は行政指導ではなく行政処分を検討すべきだった。行政処分をするということで検討をしていれば、当時ですけど、そういった指摘があるのではないかということです。

○福田土地対策課長

人ごとみただね。

○大川井森林保全課長

「すべきだった」で、止めないんですか。

○内藤総務局長

「すべきだった」と言うほうがいいんじゃないでしょうか。これだと、自分はすべきだったと思ってないけれど、そういう人もいるだろうねと。

○片山廃棄物リサイクル課長

全体からいけば、そろえとすれば、「言える」とか、そういうことかなと。

○福田土地対策課長

「考える」とか。

○片山廃棄物リサイクル課長

あと「考える」とか。

○内藤総務局長

その2ポツ前に、「考える余地はあったと思われる」というのがありますね。そんな感じでしょうか。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。

○清水総務局参事

1個確認してもいいですか。28 ページの考察の2ポツ目の下のほうで、「みだりに廃棄物を捨ててはならない」(法第 16 条違反)を疑い、これを刑事告発する余地もあったと言える」となっているのですが、16 条違反は罰則規定はあるんですか。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

あります。

○清水総務局参事

ある？

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

はい。

○清水総務局参事

いいです、いいです。ちょっとそこが分からなかったの。

○望月盛土対策課長

■■■■、撤去する予定があるんですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

今のところやろうとしている感じは。まだ分からないですが。今になってですけどね。

○杉本砂防課長

まだやっていないんだ。

○片山廃棄物リサイクル課長

今やってないです。森林のほうは何か測量をやって、何かやるというのがあって、うちのほうも。

○大川井森林保全課長

今、復旧計画をですけど。

○片山廃棄物リサイクル課長

やるっていうことですね。なので動きは今あるということで。

○内藤総務局長

今、健福はまだ、毎年、年1くらいで指導に行ってるんですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

今、健福は、向こうの弁護士を通じてやっている。

○内藤総務局長

じゃあ言うことは言っているということで。

○片山廃棄物リサイクル課長

はい。言っています。今年になって、今年はまだこれ何回か、1回とか2回ではなく、5回とか6回とか。

○内藤総務局長

そうですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

はい。

○内藤総務局長

そのほかいいですか。

皆さんから、指摘がたくさん出たので、一旦これで、修正をまたかけていただいてということで、いいですか、清水さん。

○清水総務局参事

ちょっとまた。

○内藤総務局長

何かまだ言い足りないみたい。

○清水総務局参事

いえ、もう一回読んでみて何か。ちょっとまた。

○内藤総務局長

では、本日のところはここまでで、次第の2、その他。何か言いたいことがありましたら。大川井さん。

○大川井森林保全課長

森林法のところで、職員への聞き取りのところ、書きぶりを。

○清水総務局参事

まだお示ししていなかったです。

○内藤総務局長

ではそれは早急に。

○清水総務局参事

ええ。すみません。

○内藤総務局長

その他いいですか。

では次第3、次回の会議について。

○清水総務局参事

明日です。

○内藤総務局長

明日です。

○杉本砂防課長

同じ時間ですよ。

○清水総務局参事

明日の1時15分からで、この場所、砂防法の3回目なので、これで一通り、全ての法令、3回目をやることになるので。

○内藤総務局長

明日は砂防法をやって都市計は？

○福田土地対策課長

いえいえ、その前に森林法が。順番が。

○内藤総務局長

ああそうか、森林法。だから、ただあそこは分からないけど。

○大川井森林保全課長

もし明日やるんだったら、早く。

○清水総務局参事

なるほど、そういう意味もあったんですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうすると27日、28日。怖いな。

○福田土地対策課長

27日は何時からでしたか。

○清水総務局参事

27日もまた同じくらいの時間だと思います。午後のはずです。午後に設定できるところは午後に設定しているので。どこまでもいけるものですから。

○内藤総務局長

28は忙しい人いないんですけど。取りあえずじゃあ、最悪。

○清水総務局参事

そうですね。なので4時ぐらいに終了する感じですね。

○内藤総務局長

4時ぐらいで終了する。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

定時で帰りたいなど。

○内藤総務局長

もちろん。

○清水総務局参事

課員の方々が。

○内藤総務局長

待ってますので。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

定時が4時半なんです。

○清水総務局参事

そうか、早いんですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そう、それで、今、部長等がどうするのか、資料の事前に渡したいというのは、別に全部、3回終わったとか、そういうのじゃなくても、途中でもいいので、こんなことやっているよというのを知りたいということ。

○内藤総務局長

年末時点のやつを。

○清水総務局参事

26日なら26日、その辺りの時点のを。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そうそう、自分的には27日にもう渡したいなというのがあるんです。

○清水総務局参事

逆になので、27日用の資料をお渡しするようなイメージでいいんじゃないですか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

いいですね。ぜひ。それでこんな状況ですと。

○片山廃棄物リサイクル課長

各法を欲しい。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そう、全部。

○清水総務局参事

27日にかけるやつは27日用の資料で、そこにかからないやつは、その直前の資料

というような感じですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

その前ので全然いいです。それでお願いしたいです。

○清水総務局参事

分かりました。

○内藤総務局長

じゃあ、いいですかね。では本日は、今日の会議はこれで終了します。ありがとうございました。